

第2次

「佐世保市歯・口腔の健康 づくり推進計画」概要

国

歯科口腔保健の推進に関する法律
(平成23(2011)年8月10日施行)



(第12条)
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第1次)
(平成24(2012)年度~令和5(2023)年度)



歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)
(令和6(2024)年度~令和17(2035)年度)

佐世保市

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例
(平成24(2012)年4月1日施行)



(第7条)
佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画
(平成25(2013)年度~令和5(2023)年度)



(第2次)佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画
(令和6(2024)年度~令和17(2035)年度)

調和



調和



調和



県

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例
(平成22(2010)年6月4日施行)

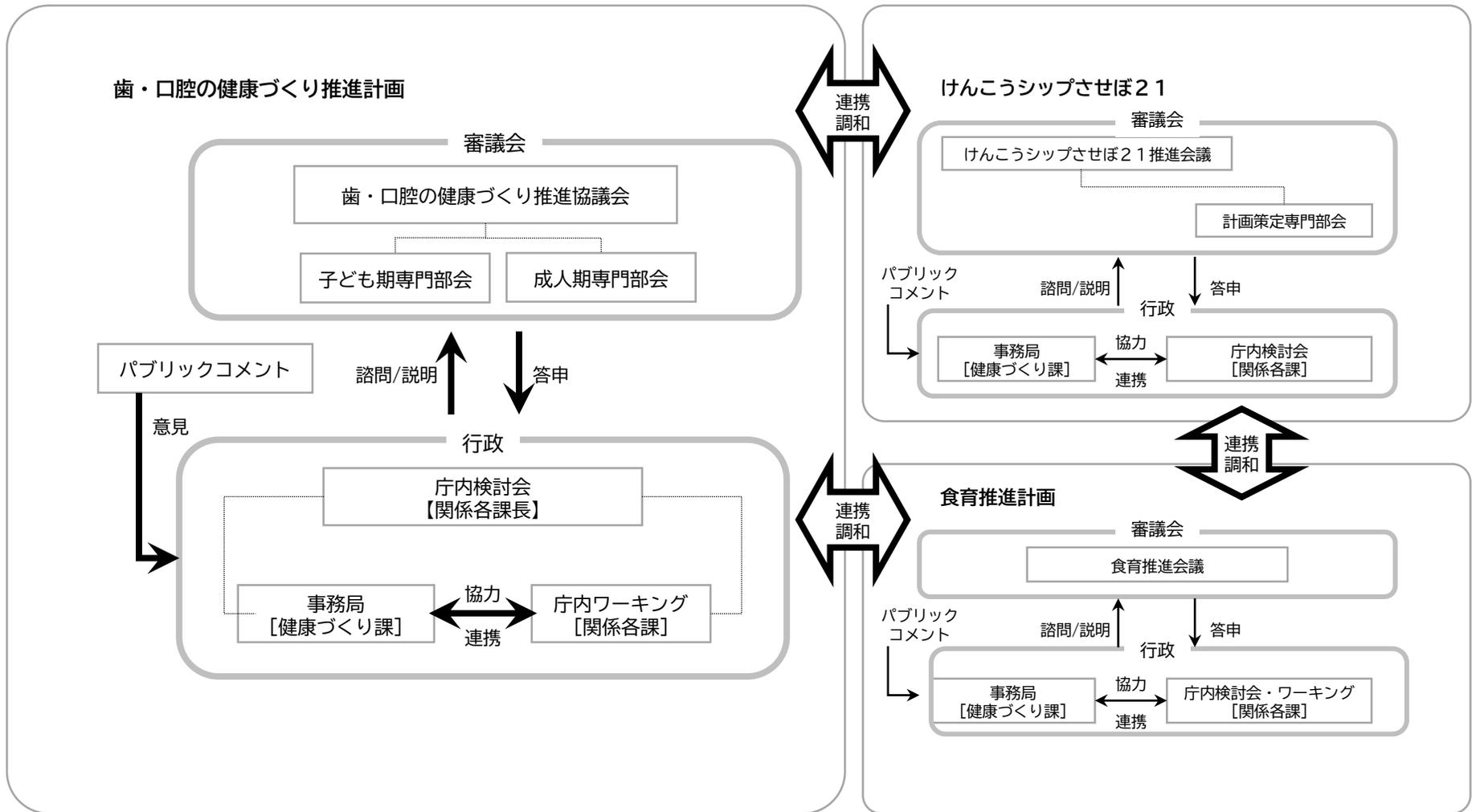


(第8条)
歯なまるスマイルプラン(平成25(2013)年度~平成29(2017)年度)



歯なまるスマイルプランⅡ(平成30(2018)年度~令和5(2023)年度)

第7次佐世保市総合計画
・けんこうシップさせぼ21
・食育推進計画 など



第2次「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」計画期間

【計画期間について】次期基本的事項の期間は次期プランをはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、12年（R6～R17まで）となっているため、市も同様に設定する。

	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
第2次 佐世保市 歯・口腔 の健康づ くり推進 計画	☆ 第2次 計画 策定	★ 第2次 計画 開始 ▲計画 取組に 対する 最新値 取得＝ ベース ライン 値				●中間評価のための数値 取得（アンケート実施） ▽アンケート集計分析 ★中間評価				▲ 目標値 設定			★ 最終 年度	★ 次々期 開始
(国) 基本的 事項 (第2次)	7月頃 告示予定	★ 次期計 画開始 ベース ライン 値	ベース ライン の提示				★ 中間 評価			▲ 目標値 設定	★ 最終 評価	★ 次々期 計画 策定		★ 次々期 開始
歯科疾患 実態調査 (国)		●	*2024年度から4年に1回の 調査となる			● 中間評価 のための数値 取得				● 最終評価 のための数値 取得	結果 公表			●

第2次「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」策定スケジュール案

	国	推進協議会	計画策定専門部会	事務局
R5.4月				
5月				○（庁内）骨子案意見聴取 ○協議会開催案内
6月				○（庁内）骨子案意見聴取 ○第2次計画方針決裁 ○協議会委員推薦依頼
7月	基本的事項 （第2次） 大臣告示予定	●7月7日（金）第1回開催 諮問 第2次基本計画方向性・骨子案 ●R5.7.31まで委員任期 ●R5.8.1から2年間委員任期 （委嘱状交付と同時に書面にて専門部会経過報告）	◎7月20日（木） 第1回開催（子ども期・成人期合同） 第2次基本計画骨子案について	
8月				○庁内検討会（第2次計画素案）
9月				○9月下旬～10月初旬 庁内検討会 （次期実施計画骨子案）
10月			◎第2回開催（子ども期・成人期合同） 第2次基本計画素案 次期実施計画書素案	
11月		●第2回開催 答申 第2次基本計画案		
12月				○議案外報告 （第2次基本計画策定）
R6.1月		パブリックコメント結果（書面報告）		○12月下旬～1月初旬 パブリックコメント（シップと同時に実施）
2月				○パブリックコメント結果公表
3月			R6.3.31まで委員任期	○議案外報告 ○市長決裁
4月	基本的事項 （第2次）開始			○第2次「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」開始

「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」と
第2次「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」との比較

	「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」	第2次「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」
計画期間	平成25（2013）年度～令和5（2023）年度までの 11年間	令和6（2024）年度～令和17（2035）年度までの 12年間
基本理念	おいしい食事と楽しい会話で、生涯つづく“健口（けんこう） 生活”	継続
基本目標	1 歯科疾患の予防 2 生活の質の向上に向けた口腔機能の 維持・向上 3 定期的に口腔保健サービスを受けること が困難な者に対する歯科口腔保健	<u>1 歯・口腔の健康に関する健康格差の縮小</u> 2 歯科疾患の予防 3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維 持・向上 <u>4 定期的に歯科健診又は歯科医療を受ける ことが困難な者に対する歯科口腔保健</u> <u>5 歯科口腔保健を推進するために必要な社 会環境の整備</u>
重点施策	①子どものフッ化物洗口の推進 ②成人の歯科健診受診の促進	<u>前計画の重点施策を継承しつつ、若年層か らの歯科口腔保健を推進</u>
その他		<u>大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項 の追加</u>

下線が第2次で追加した部分

「基本的事項（第2次）・「歯なまるスマイルプランⅢ」・
第2次「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」との比較

	国の基本的事項（第2次）	歯なまるスマイルプランⅢ	第2次「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」
目的 基本理念	全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現を目的とする	現在、歯なまるスマイルプランⅢについては、検討中となっており、情報公開なし。	おいしい食事と楽しい会話で生涯つづく“健口生活”を基本理念とする
基本方針	1 歯・口腔の健康に関する健康格差の縮小 2 歯科疾患の予防 3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上 4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備		1 歯・口腔の健康に関する健康格差の縮小 2 歯科疾患の予防 3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上 4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備
目標	17目標		12目標
指標	17指標（再掲除く）		16指標（市独自2指標）
計画期間	令和6（2024）年度～令和17（2035）年度までの12年間		令和6（2024）年度～令和17（2035）年度までの12年間
その他	ライフコースアプローチを踏まえて推進		学齢期（特に高校生以上）から成人期（働き盛り世代）に重点を置いて推進

目標設定の基本的な考え方について

- ・国の基本的事項と整合性を取り、指標を設定しつつ独自に必要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定するとともに、定期的に分析、評価をおこなう。
- ・目標、計画策定に際し、歯科口腔保健の関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能であり、かつ、具体的な目標及び計画を設定することを原則とする。
- ・実効性のある計画を策定するように努めること。
- ・国が示す基本的事項（第2次）が見直された時、及び本市の関係する他計画改定の際には、調和を図り目標項目や目標値を更新・設定する。

【各目標設定の考え方について】

歯・口腔に関する健康格差の縮小

- ・歯の喪失状態はライフコースアプローチ※の観点からも
長期的な歯・口腔に関する健康格差の状態を評価できる。

※ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくり。

歯科疾患の予防

- 1) むし歯の予防・・・生涯を通じて未処置歯の減少を目指す。
- 2) 歯周病の予防・・・ライフステージの早い段階からセルフケアの取組等の歯科保健活動の推進が必要。
- 3) 歯の喪失予防・・・ライフコースアプローチを踏まえると、生涯を通じた歯の喪失防止を目標として、より幅広い年代の状況について把握・評価することが必要。

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

・ライフコースアプローチの観点から、中年期から、口腔機能低下予防のための知識普及啓発や口腔機能訓練等に係る歯科保健指導等の取組等の取組が必要。

定期的な口腔保健サービスを受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

・歯科健診や医療に繋がりがやすい施設入所者と、口腔ケアに関する意識やセルフケアが難しい状況にある在宅障がい者（児）及び周りから孤立化しやすい状況にある在宅高齢者等の歯科受診状況を評価する。

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

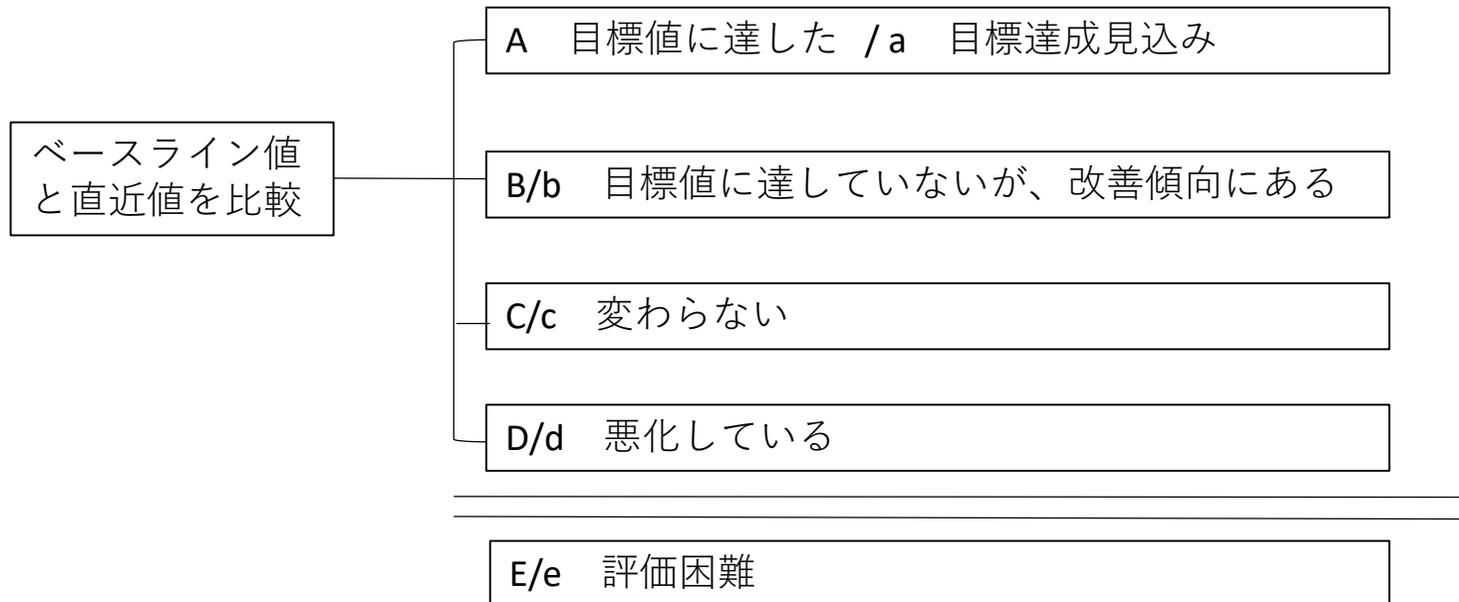
・歯科健診受診状況を継続的に評価する。
・フッ化物応用はむし歯予防効果や安全性など費用対効果からの観点から推奨されている。また、集団でのフッ化物応用は健康格差縮小や集団全体のむし歯予防効果が期待できる。

第2次「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」指標(案)

基本的な方針	目標	指標	データソース
歯・口腔に関する健康格差の縮小	歯・口腔に関する健康格差の縮小	① 3歳児で4本以上のむし歯のない者の割合	3歳児健康診査
		② 12歳児でむし歯のない者の割合が90%以上	佐世保市学校歯科健診
		③ 40歳以上における自分の歯が19本以下の者の割合	要検討
歯科疾患の予防	未処置のむし歯を有する者の減少	④ 20歳以上における未処置歯を有する者の割合	要検討
	根面むし歯を有する者の減少	⑤ 60歳以上における根面むし歯を有する者の割合	要検討
	歯肉に炎症所見を有する者の減少	⑥ 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合	学校保健統計調査
		⑦ 20歳代から30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	要検討
	歯周病を有する者の減少	⑧ 40歳以上における歯周炎を有する者の割合	要検討
より多くの自分の歯を有する高齢者の増加	⑨ 80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合	長崎県後期高齢者広域連合「おいきいき」健康支援事業	
生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	よく噛んで食べることができる者の増加	⑩ 50歳以上における咀嚼良好者の割合	特定健診問診項目「何でもかんで食べることができる」
定期的に歯科健診または歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健	障がい者（児）の歯科口腔保健の推進	⑪ 障がい者（児）支援施設（施設入所支援）での過去1年間の歯科健診実施率	市内対象施設へのアンケート調査
		⑫ 居宅系サービスを利用している障がい者（児）の過去1年間の歯科健診受診率・歯科受診率	勘案事項整理表（居宅サービス書式）より
	要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	⑬ 介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去1年間の歯科健診実施率	市内対象施設へのアンケート調査
75歳以上の独居高齢者の歯科口腔保健の推進	⑭ 75歳以上の独居高齢者の過去1年間の歯科健診・歯科受診者数	75歳以上の独居高齢者訪問時に聞き取りなどで把握	
歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	歯科健診の受診者の増加	⑮ 過去1年間に歯科健診を受診した者の割合	佐世保市民の健康に関する調査
	むし歯予防の推進体制の整備	⑯ 乳幼児施設、小中学校におけるフッ化物洗口実施施設	乳幼児施設、市立小中学校における実施施設

第2次「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」目標の評価

- ・ 目標は、計画期間における諸活動の達成状況の評価を目的として設定すべきこと、評価を行う時点で実際に達成したかどうかを確認できるものが望ましいため、具体的な目標値については、計画開始後の概ね9年間となる令和14年度までを目途として設定する。
- ・ 中間評価や最終評価の際に用いる比較値（ベースライン値）については令和6年度までの最新値とする。
- ・ 目標項目の最終評価は、以下の4段階（中間評価はa,b,c,d）で評価。評価困難な場合はE（中間評価ではe）



第2次佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画の展望

これまでの成果

- ・ 子どものう蝕の減少や学齢期における歯周病の減少（フッ化物洗口実施施設割合）
- ・ 市民の歯科口腔保健への関心の向上（定期的な歯科健診受診率）
- ・ 高齢期の歯数増加

課題

- ・ 働き盛り世代への取組
- ・ データソースの見直し（妊産婦期受診者多数のため、一部の指標で悪化）
- ・ PDCAサイクルの推進（関係各課、関係職種や職域等の連携）

予想される歯科口腔保健を取り巻く環境の変化

- ・ 若年層の減少、高齢化の進展（独居世帯の増加）
- ・ デジタルトランスフォーメーションの加速（働き方の変化）
- ・ PHRを含めたデータヘルスの更なる活用

おいしい食事と楽しい会話で、生涯つづく“健口（けんこう）生活”

①個人のライフコースに沿った歯や口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備

②より実効性を持つ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施

- ・ 個人の特性、背景に配慮しつつ、様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健を展開することにより、個人のライフコースに沿った支援の実現
- ・ 様々な担い手（関係者）が有機的に連携することによる社会の整備
- ・ 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
- ・ 社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できる体制の強化（庁内検討会の強化）

インパクト（効果・影響）

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

関連する計画

「けんこうシッパさせぼ21」

適切な食生活の実現や
社会生活等の質の向上

関連する計画

「佐世保市食育推進計画」

調和

「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」
【基本理念】
おいしい食事と楽しい会話で
生涯つづく“健口生活”

アウトカム（成果）

歯・口腔の健康に関わる疾病の
予防・重症化予防

生涯にわたる
歯・口腔の健
康

歯・口腔に関する
健康格差の縮小

歯科疾患の予防・重症化予防

むし歯の減少

未処置歯の減少

歯の喪失防止

歯周病の減少

口腔粘膜疾患等その他の疾患の減少

口腔機能の獲得・維持・向上

口腔習癖の改善

良好な口腔の成長・発育

歯の喪失防止

咀嚼良好者の増加

口腔機能が低下する者の減少

インプットストラクチャー （事業実施）

地方公共団体等による
歯科口腔保健事業等の実施

歯科保健指導事業

歯科健診事業

研修・調査・広報活動事業

フッ化物応用等のむし歯対策事業

歯周病対策事業

口腔機能に関する事業

障がい者（児）・要介護高齢者に関する事業
（在宅に関する事業を含む）

医科歯科連携や食育等の事業

アウトプット（評価）

歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

障がい者（児）施設・介護施設・在宅等における
歯科健診・診療の実施

学校・乳幼児施設・職域等も含めた他部局にわたる
連携体制の確立

医科歯科連携の更なる推進

個人のライフコースに沿った
歯科口腔保健へのアプローチ

歯科口腔保健への意識の向上

より適切なセルフケアの実施

フッ化物応用の実施

歯科健診の受診